

○沖縄市教育委員会生涯学習マイクロバス使用要綱

(令和元年5月29日教育部長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、生涯学習振興に資することを目的とした活動に貸し出しを行う沖縄市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が管理する生涯学習マイクロバス(以下「バス」という。)の適正な使用について必要な事項を定める。

(使用団体)

第2条 バスは別表第1に定める団体が使用することができる。

(使用の申請)

第3条 バスを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、マイクロバス使用申請書(様式第1号)にマイクロバス運行計画表(様式第2号)及び運転手の運転免許証の写しを添付し、教育長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、別表第1の申請期間に行わなければならない。

(使用の許可)

第4条 教育長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、使用の可否を決定し、使用を認めるときは、使用者に対し許可するものとする。

(使用時間)

第5条 バスの使用時間は、9時から17時までとする。ただし、教育長が適当と認める場合は、その限りでない。

(使用の報告)

第6条 バスの使用を終えたときは、マイクロバス運行日誌(様式第3号)及びマイクロバス運行点検表(様式第4号)に所定の事項を記入し、教育長へ提出しなければならない。

(厳守事項)

第7条 バスの使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 使用者は、運転手の監督を行い、安全運行に努めなければならない。
- (2) 使用者及び運転手はバスの運行にあたっては、常に関係法令を遵守し、安全な運行を図り事故防止に努めること。
- (3) 乗車定員及び積載重量を超えてはならない。
- (4) 許可を受けた目的以外にバスを使用してはならない。
- (5) バスを使用する権利を譲渡し若しくは転貸してはならない。
- (6) バスは、燃料を満タンにし、車内及び車外を清掃の上、教育長が指定する場所に格納し返却すること。
- (7) 運転手はバスの運行中に事故に関与した場合は、道路交通法に基づく交通事故の場合の措置等を行い、自動車安全運転センターより「交通事故証明書」の交付を受けること。

(8) 前号における事項が発生した場合は、直ちに教育長に報告すること。

(使用の取消)

第8条 次の各号に該当する場合、教育長は使用を取消することができる。

(1) 前条が厳守されないと認める場合。

(2) 緊急の修理等でバスの使用ができなくなった場合。

(原状回復)

第9条 使用者はバスの使用終了後は原状に復さなければならない。

2 使用中の毀損による原状回復は使用者が負担する。ただし、教育長がやむを得ないと認める場合は、使用者の負担の一部又は全部を減免することができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

	団体	申請期間
(1)	市内の社会教育関係団体で次に掲げる団体 沖縄市自治公民館長連絡協議会 沖縄市PTA 連合会 沖縄市青年団協議会 沖縄市女性連合会 沖縄市子ども会育成連絡協議会 沖縄市青少年育成市民会議 沖縄市老人クラブ連合会 市内自治公民館 市内幼小中学校PTA 市内子ども会 市内老人クラブ 市内青年会 市内婦人会 市内育成会 市内ボーイスカウト 市内ガールスカウト 沖縄市体育協会 沖縄市スポーツ少年団本部	使用日の属する月の3カ月前の月初日から使用日の2週間前まで

(2)	教育委員会が所管する教育機関	
(3)	教育長が妥当と認める団体	使用日の属する月の1カ月前の月初日から使用日の2週間前まで

様式第1号(第3条関係)

マイクロバス使用申請書
 マイクロバス使用申請書
 [別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

マイクロバス運行計画表
 マイクロバス運行計画表
 [別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

マイクロバス運行日誌
 マイクロバス運行日誌
 [別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

マイクロバス運行点検表
 マイクロバス運行点検表
 [別紙参照]